

公文書管理セミナー開催要領

- 1 実施目的 国及び独立行政法人等の行政文書について、「公文書等の管理に関する法律」が平成 22 年 4 月 1 日から施行されることとなっており、本年中には、同法施行令及びガイドラインの制定等も行われる。

また、同法においては、地方公共団体についても、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めることと規定されている。

このため、同法の目的や必要な手続きについて、国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び地方公共団体等の文書管理業務に従事している職員に周知することを目的として開催するものである。

- 2 開催日 平成 23 年 2 月 7 日（月） 13 時 30 分～17 時 15 分

- 3 会場 札幌第 1 合同庁舎 2 階講堂（札幌市北区北 8 条西 2 丁目）

- 4 内容 13:30～14:00 総務大臣政務官あいさつ、講演
総務大臣政務官 逢坂誠二 氏

14:00～15:00 公文書等の管理に関する法律解説（仮題）
総務省行政管理局個人情報保護室長
七條浩二 氏

15:00～15:15 （ 休 憩 ）

15:15～16:15 ガイドライン対応実務の進め方
NPO 法人行政文書管理改善機構理事長
廣田傳一郎 氏

16:15～16:30 「行政情報共有基盤整備事業に取り組む」
松前町長 前田一男 氏

16:30～17:15 「公文書管理の改善を実践して」
ニセコ町長 片山健也 氏

17:15 閉講

（注）演題については、今後、変更する場合があります。

- 5 定 員 180 人程度

- 6 対 象 者 国の行政機関，独立行政法人，国立大学法人，特殊法人，地方公共団体等の文書管理業務に従事している職員等
- 7 受 講 料 無料（但し，旅費，宿泊費は受講者負担）
- 8 主 催 総務省北海道管区行政評価局
北 海 道
- 9 協 力 NPO 法人行政文書管理改善機構

以上

